

令和2年5月19日 制定

令和2年9月15日 改訂

令和4年6月 7日 改訂

富山大学における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

新型コロナウイルス感染症対策については、これまで「富山大学新型コロナウイルス危機対策本部」において、教育・研究・社会貢献・地域医療に関する様々な事業について、学生・教職員が行うべき感染症対策を実施してきました。今後は、さらに 対策の基本的な事項を含めて整理し、「新しい生活様式」の実践として、一人ひとりの基本的感染対策、基本的生活様式、様々な場面での生活様式や働き方の新しいスタイルなどの行動変容を進め、すべての大学構成員の共通認識の下、大学の教育研究活動等における感染防止を徹底していくこととします。

1 学生、教職員が行わなければならない基本的な感染対策

① 飛沫感染・接触感染防止のための「3つの基本」を徹底すること。

- ・ 身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける）
- ・ マスクの着用

※なお、下記の場合はマスクの着用は必要ない。

(1) 屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合

(2) 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合

(3) 屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合

- ・ 手洗い（30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

② 自宅で毎朝の検温を実施すること。学内の主な建物に検温タブレットを設置しており、自宅で検温ができなかった学生・教職員は必ず検温する。発熱が検知された場合は、保健管理センターに電話で相談すること。

③ 発熱、咳、味覚・嗅覚障害及び鼻汁等の症状がみられるときは、登校・出勤せず、不要不急の外出も控えること。

④ 発熱等（発熱、喉の痛み、咳、倦怠感）の症状がある方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談する。相談する医療機関に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談する。

⑤ 自己の行動を記録（把握）すること。

⑥ 日常生活における対策を講じること。

- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ こまめに換気

・「3つの密」の回避（密集，密接，密閉）

2 通学・通勤

- ① 人ごみを避け，ゆとりをもって登校・通勤する。（マスク着用）
- ② 公共交通機関利用者に対しては，時差通勤を配慮する。
- ③ 校舎等建物へ入る際，設置されているアルコール消毒液で手指消毒を行う。

3 教育（授業）

- ① 教室へはマスクを着用して入る。
- ② 各教室に入る際，設置されているアルコール消毒液で手指消毒を行う。
- ③ 教室では，できるだけ前後左右の座席をひとつ空けて座る。
- ④ 授業の途中で教室を換気する（30分毎に5分程度）。
- ⑤ 対面で発言する場合は，十分な距離（できるだけ2m（最低1m））をとる。
- ⑥ 教員研究室での質問・相談の受付は避け，必要な場合は，Moodle 又はメール等で行う。
- ⑦ 非対面型授業も行う場合は，空き教室や端末室を開放し，「3つの密」を回避して使用する。
- ⑧ 教室内の3密を回避できない場合は，例えば，複数教室を使用して同時配信する，学生を2つに分けて週毎に交代する，1コマを前後半の2つに分けて学生を入替させる，土日祝日に開講する，など工夫する。

4 研究

- ① 研究室でのマスクの着用する。（教職員，学生及び入室者に対する周知）
- ② 研究室での「3つの密」を避ける。（運転計画，施設利用スケジュールの構築）
- ③ 30分に一度の割合で換気をする。
- ④ 触れやすい器物（スイッチ，ドアノブ等）の消毒に努める。
- ⑤ 発熱等の風邪症状のある方の入場制限を行う。
- ⑥ 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は，開始・終了の声掛けや記録，事故時の連絡手段の再確認など，万が一の事故に備えた安全対策を講じる。

※感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（令和2年10月6日文科科学省）を参照

5 行事・事業（入試を含む）

- ① 会場へはマスクを着用して入る。
- ② 会場に入る際，設置されているアルコール消毒液で手指消毒を行う。

- ③ 行事中は定期的な換気を行う。
- ④ 対面で発言する場合は、十分な距離（できるだけ2 m（最低1 m））をとる。
- ⑤ 会場は、身体的距離の確保や感染予防策に留意して設営する。また、会場外においても「3つの密」の回避に留意する。
- ⑥ 入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ⑦ 参加者の検温と症状の有無を確認し、発熱等風邪の症状がみられるときは、参加を控えてもらう。
- ⑧ 触れやすい器物（スイッチ、ドアノブ等）の消毒に努める。
- ⑨ 参加者と連絡が取れる体制を確保する。

6 会議 打合せ等

- ① 会議のオンライン化を推進する。
- ② 対面会議を行う場合は、以下を実施する。
 - ・マスクを着用する。
 - ・会議室入口にアルコール消毒液を設置する。
 - ・会議室の座席配置を工夫するなどして、「3つの密」を避ける。
 - ・30分に一度の割合で換気をする。
 - ・議題を事前に精査するなど、会議時間の短縮に努める。

7 事務の窓口対応

- ① 学生・教職員等の来訪者、事務職員等の対応者の双方がマスクを着用することを原則とする。（そのことを執務室の入口に掲示する。）
- ② その他、窓口対応にあたり、対応前のアルコール消毒や筆談、透明ビニールシートによる遮蔽など感染リスクを軽減する方策等を各部署で工夫する。
- ③ 利用待ちでの一定間隔を確保する。
- ④ 触れやすい器物（スイッチ、ドアノブ等）の消毒に努める。

8 食堂・購買部

- ① 従業員等の毎日の検温を実施する。
- ② 従業員等の手洗い、アルコール消毒、うがい、咳エチケットを励行する。
- ③ 食堂・喫茶では常に換気を行い、全ての座席に衝立を設置する。
- ④ 利用待ちでの一定間隔の確保及び利用前のアルコール消毒を指導する。
- ⑤ 弁当販売を促進する。
- ⑥ レジコーナー等の窓口は ビニールカーテンの吊り下げを行う。
- ⑦ 不特定多数の触れる場所を消毒する。（手すり、ドアノブ、カウンターなど）
- ⑧ 食堂・喫茶内では黙食を徹底する。

9 その他

本学の「新型コロナウイルスに関する対応について」の最新版をはじめ、附属病院、附属学校園など各部局等から出されている感染防止対策等を、適宜、確認すること。

以上